

○北谷町こども医療費助成に関する条例

平成6年6月21日

条例第14号

改正 平成6年12月8日条例第25号

平成8年3月15日条例第2号

平成11年10月1日条例第14号

平成15年3月24日条例第6号

平成15年9月26日条例第22号

平成19年10月1日条例第23号

平成20年4月1日条例第10号

平成22年3月5日条例第3号

平成26年12月17日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部を助成することによって疾病の早期発見と早期治療を促進し、次代を担うこどもの健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業する日若しくは終了する日の属する月の末日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者又は後見人その他こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - エ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - オ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - カ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、特定療養費、特別療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の対象となる療養又はその他の医療に関する法令の規定による医療に要する費用をいう。
- (5) 一部負担金 こどもに係る医療費のうち、医療保険各法又はその他の医療に関する法令の規定により負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本町に住所を有するこども(以下「対象児」という。)の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているこどもの保護者
- (2) 北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成7年北谷町条例第15号)による医療費の助成を受けているこどもの保護者
- (3) 北谷町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例(平成3年北谷町条例第18号)により医療費の助成を受けているこどもの保護者

(助成)

第4条 町長は、助成対象者が対象児に係る医療費の一部負担金を支払った場合、当該支払額(附加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成対象者に助成する。

(受給資格の認定)

第5条 助成対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、受給資格の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する要件に該当すると

きは、当該申請者に対し受給資格者証を交付する。

(受給資格者証の提示)

第6条 受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、対象児に係る一部負担金の額について保険医療機関等で証明を受けるとき及び助成金の支給申請をするときは受給資格者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、受給資格者の申請に基づき、受給資格者に助成金を支給することにより行うものとする。

2 前項の申請は、対象児が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、町長が、特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 対象児又は受給資格者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 助成対象者でなくなったとき。
- (3) 助成対象者が変わったとき。
- (4) 対象児の医療保険が変更になったとき。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであり、受給資格者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償の支払を受けたときは、その支払を受けた限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において助成対象者であり、かつ、平成6年9月30日までに受給資格の認定を受けた者については、第4条の規定を平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成8年条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第14号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後助成対象者であり、かつ、平成11年12月28日までに受給資格の認定を受けた者については、第4条の規定を平成11年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、改正前の北谷町乳児医療費助成に関する条例第5条の規定に基づき認定された助成対象者については、改正後の北谷町乳幼児医療費助成に関する条例に基づき認定されたものとみなす。

附 則（平成15年条例第6号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第22号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の北谷町乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、平成19年10月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
附 則 (平成20年条例第10号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年条例第3号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の北谷町こども医療費助成に関する条例の規定は、平成22年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
附 則 (平成26年条例第22号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の北谷町こども医療費助成に関する条例の規定は、平成27年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

○北谷町子ども医療費助成に関する条例施行規則

平成6年6月30日

規則第11号

改正 平成11年10月1日規則第26号

平成15年3月24日規則第3号

平成19年10月1日規則第23号

平成20年3月17日規則第3号

平成22年3月19日規則第4号

平成25年12月2日規則第37号

平成28年3月31日規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、北谷町子ども医療費助成に関する条例（平成6年北谷町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格の認定申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて子ども医療費助成金受給資格認定申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(1) 医療保険各法の被保険者証の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(受給資格者証の交付等)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった者について、受給資格の認定をしたときは、北谷町子ども医療費助成金受給資格者証（第2号様式。以下「受給資格者証」という。）を交付する。

2 受給資格者証を破損又は亡失した者は、子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書（第3号様式）を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

(交付簿の整備)

第4条 前条の規定により受給資格者証を交付した場合は、子ども医療費助成金受給資格者証交付簿（第4号様式）に登録し、所定の事項を記載する。

(助成金の支給申請)

第5条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、子ども医療費助成金支給申請書（第5号様式）によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国民健康保険団体連合会から町長が当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知を受理したことをもって、前項の申請があったものとみなす。

(助成金の支給)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金の支給額を決定して支給する。

2 前項の規定による助成金の支給状況を明らかにするため、子ども医療費助成金給付台帳（第6号様式）を備えるものとする。

(変更届等)

第7条 条例第8条に基づく届出は、子ども医療費助成金受給資格等変更・喪失届（第7号様式）に受給資格者証を添えて行わなければならない。

(受給資格者証の返還)

第8条 受給資格者とその資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を町長に返還しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 条例第10条に規定する助成金の返還は、北谷町子ども医療費助成金返還通知書（第8号様式）により行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第3条第2項の規定は平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第23号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の北谷町こども医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成26年4月1日以後にこどもが受けた診療に係る医療分から適用し、同日前に受けた診療に係る医療分については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成28年規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。